

令和4年12月28日

主文

後記「事実」欄第2の6記載の原処分を取り消す。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、後記第2の6記載の原処分を取り消し、時効特例給付の支給を求めるとすることである。

第2 事案の概要(本件再審査請求に至る経緯)

- 1 請求人の父であるAは、厚生年金保険の被保険者期間(以下「厚年期間」という。)を〇月、国民年金の被保険者期間(以下「国年期間」という。)を〇月とする、昭和60年法律第34号による改正前の厚生年金保険法(以下「旧厚年法」という。)及び国民年金法(以下「旧国年法」という。)による通算老齢年金を受給していたが、平成〇年〇月〇日に死亡した。
- 2 厚生労働大臣は、令和〇年〇月に、Aの厚年期間〇月が新たに判明したとして、Aの年金記録を訂正することとした(記録訂正日は同年〇月〇日。以下「本件記録訂正」という。)
- 3 請求人の母であるBは、上記の記録訂正を承けて、令和〇年〇月〇日(受付)、Aの妻であるとしてAに係る遺族厚生年金を請求した。
- 4 厚生労働大臣は、Aの厚生年金保険の被保険者期間を〇月とし、令和〇年〇月〇日付で、Bに対して、受給権発生月を平成〇年〇月とする遺族厚生年金を裁定したが、平成〇年〇月以前分は時効消滅のため支給しないとした。
- 5 Bは、令和〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、上記遺族厚生年金の時効消滅分について、「厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特

例等に関する法律」(以下「時効特例法」という。)の規定に基づく給付(以下「時効特例給付」という。)の支払を請求した(以下「本件請求」という。)

- 6 厚生労働大臣は、令和〇年〇月〇日付で、Bに対し、「過去に時効消滅によりお支払いすることができなかった年金は、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律の規定による年金記録の訂正に基づく裁定又は裁定の訂正を原因とするものではないため」として、時効特例給付を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。
- 7 Bは、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対して審査請求をしたが、令和〇年〇月〇日に死亡したため、請求人が、Bの不服申立手続を承継して、当審査会に対し再審査請求をした。

第3 当事者等の主張の要旨
(略)

理由

第1 問題点

- 1 時効特例法第1条は、厚生労働大臣は、厚年法による保険給付を受ける権利を有する者について、厚年法第28条の規定により記録した事項の訂正がなされた上で当該保険給付を受ける権利に係る裁定が行われた場合においては、その裁定による当該記録した事項の訂正に係る保険給付を受ける権利に基づき支払期月ごとに支払うものとされる保険給付の支給を受ける権利について当該裁定の日までに消滅時効が完成した場合においても、当該権利に基づく保険給付を支払うものとする規定している。
- 2 本件においては、請求人は、遺族厚生年金に係る時効特例給付を支給しないとした原処分を不服として、その取消しを求めているのであるから、本件の問題点は、原処分が上記1で示した時効特例法の規定に照らして適法・妥当であったかどうかということである。

第2 当審査会の判断

- 1 時効特例法にいう「記録した事項」とは、厚生年金保険法第28条の規定による記録した事項を指し、厚年期間（被保険者資格の取得日及び喪失日）もこれに該当する。ただし、同法にいう「記録した事項の訂正」とは、裁定に結びつくものの、年金の受給要件や裁定済みの年金額に影響を与える「記録した事項の訂正」に限られ、受給要件及び裁定済みの年金額に影響を与えない記録の訂正はこれには該当しないと解されている。
- 2 そこで、これを本件についてみると、前記認定事実及び本件記録によると、① Aは、死亡時に、厚年期間を〇月、国年期間を〇月とする通算老齢年金を受給していたが、本件記録訂正により新たに厚年期間〇月が加わり、Aの厚年期間が240月を超えたから、Aは死亡時において、老齢厚生年金の受給権を有していたものであったこと、② Aが受給していた老齢年金が上記の通算老齢年金である場合は、Bが遺族年金を請求しても、B本人が有する老齢年金との併給調整により、遺族年金は全額支給停止となること、Bは、当時保険者からその旨の説明を受けたことから、A死亡時に遺族年金の請求をしなかったこと、③ Aが受給していた老齢年金が老齢厚生年金である場合には、Bの老齢年金との併給調整があってもなお遺族厚生年金が支給されること、が認められる。そうだとすると、本件記録訂正により、初めてBの遺族厚生年金が現実に受給可能になったのであるから、本件記録訂正は実質的には受給要件に影響を与えるものというべきである。
- 3 以上によれば、Bの本件請求は時効特例法第1条の要件を満たしているから、Bに遺族厚生年金に係る時効特例給付を支給しないとした原処分は相当ではなく、取消しを免れない。

よって、主文のとおり裁決する。